

## Working Paper Series

No.64

コロナ禍と地域における子ども、子育て支援  
—関係機関へのヒアリング調査から—

Child and Child Care Support under COVID-19  
pandemic: based on interview surveys  
with the support agencies

藤間 公太 (京都大学)  
Kota Toma

2023年05月



〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6 階  
<https://www.ipss.go.jp>

本ワーキング・ペーパーの内容は全て執筆者の個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研究所の見解を示すものではありません。

コロナ禍と地域における子ども、子育て支援  
—関係機関へのヒアリング調査から—

藤間公太\*

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が蔓延した当時、日本政府は休校や在宅勤務など、「ステイホーム」を非常に強調した。例えば休校の動向についてみると、2020年2月に日本政府からの要請が出され、それを受け99%の学校が休校を実施した。春休み明けには多くの学校が再開して休校率は40%まで下がったものの、その後出された緊急事態宣言により、再びほぼ全ての学校が休校措置をとることとなった（中丸 2020）。このように「ステイホーム」により感染拡大を防ごうとした日本政府の方針は、「シャドウ・ワークが見えないから、日本のCOVID-19対策は、なんでも家に押し込んでおけばいいという、極端な家族主義的特徴を持った」（落合・鈴木 2020: 2）施策であると評されている。

ステイホームにより感染拡大の予防が図られた結果、これまで人々の社会参加や社会関係の維持に資してきた取り組みが広範に制限され、社会的孤立を悪化させた可能性がある（山田ほか 2022）。その上、COVID-19の蔓延による影響には社会階層による差も存在している（前馬 2020）。「パンデミックは不平等に経験されつつある。例えば、正規雇用者と非正規雇用者と自営業者、テレワークできる人とできない人、ケア責任を負っている人とそうでない人、の経験は異なる」（上村泰裕による社会政策学会第143回大会共通論題趣旨文）<sup>1</sup>のだ。この点、女性を支援する団体へのインタビュー調査にもとづく研究からも、「子どもの休校に対応するために仕事を休まねばならなくなった層、子どもの自宅学習用の教材を入手できない層、ITスキルの低さからオンラインでの相談事業に対応できない層、経済的な事情からオンラインのためのデバイスを用意したり通信費を負担したりできない層、専業主婦など家族から離れる時間が確保できずに心身の負担を高めた層、など……『女性』というカテゴリ内部での層化分析を進めること」の必要性が示唆されている（藤間ほか 2021: 10）。雑駁な表現をすれば、COVID-19はさまざまな面での生活困難をもたらしたが、その影響は「苦しい人をより苦しくする」側面を持っていた可能性もあるということである。

先行研究においては、ステイホームが子ども、および子どもをケアする女性に与えた影響についての議論が活発になされている、そこではケア役割を多く担っていることが、COVID-19が女性により多くの負担をもたらした背景にあること（落合・鈴木 2020; 三家本 2021; 落合 2022; 藤間ほか 2022）、ステイホームによって家庭内での虐待、ネグレクトなどが発見されづらくなり、子どもに重篤な障害が発生するリスクが増加すること（田上ほか 2022）などが指摘されている。

そこで本稿では、首都圏内のある自治体に所在する公立児童館、社会福祉協議会、居場所

\* 京都大学大学院教育学研究科准教授

<sup>1</sup> 菅沼隆（2022）より重引。

支援を実施する NPO 法人それぞれの職員へのインタビュー調査から得られたデータにもとづき、COVID-19 蔓延下における子どもへの支援の様態について議論する。

## 2 先行研究

日本においては家庭内での家事、育児を男性よりも女性が多く担う傾向にあることは周知の事実であるが、COVID-19 による負の影響も、男性よりも女性により多く経験された側面がある。たとえば落合・鈴木 (2020) が実施した在宅勤務に関する緊急調査からは、自由回答において「ステイホーム」がもたらした家族成員間のコンフリクトについての言及が少なからずなされていることや、また、「ステイホーム」により増加した家事育児の負担が女性に偏ってのしかかっており、とりわけ子どもが休校中の女性の負担が重くなっていること、といった結果が示されている。各種相談機関に多くの労働・生活相談が女性から寄せられているという報告 (三家本 2021) から、COVID-19 の蔓延が女性に多くの困難をもたらしたことを読み取ることができるだろう。

このように女性に負担が偏った理由については、COVID-19 が「親密性の病」であるためであると説明されている (落合 2022)。「家庭の中や外において個人の親密的必要／要求の世話をすること」という Boris and Parrenas (2010) の「親密性の労働 (intimate labor)」定義を引きながら、落合は次のように述べる。

感染拡大以降、その役割 (親密性の労働：筆者注) を続ければ感染したりさせたりする危険があり、その役割をやめれば仕事ができないというジレンマに多くの女性は直面した。また、感染拡大により、家族外の他人からそうしたサービスを受けるのを控えれば、家族の女性がそのサービス提供を求められる。休校・休園や外食の自粛、介護サービスの減少により、家族のための家事やケアで女性たちが押しつぶされそうになったのはこのためであった (落合 2022: 48)。

親密性の労働とは、『再生産労働』『ケア労働』『感情労働』『セックスワーク』でもあり、専門的な看護から日常的な家事、ケア、性関係までを含む一連のサービスを含む (落合 2022: 48)。近代において公的領域と私的領域が二元化し、性別役割分業が確立して以降、職業労働としても家内労働としてもこうした役割は女性に集約される傾向が強かった。このことが、COVID-19 による負の影響が女性に偏った背景にあるというのが、落合による指摘である<sup>2</sup>。

COVID-19 の蔓延が子ども本人にもたらした影響についても、議論が蓄積されている。たとえば、首都圏ならびに関西圏住む小学校 1 年生の子どもを持つ保護者 1,400 名、小学校 2

---

<sup>2</sup> なお、コロナ禍における家内労働の男女差については、男性がもつ「時間」(在宅勤務の可否など)と女性が持つ「資源」(収入や学歴など)によって、その平等化の程度に差が見られるとの知見も報告されている (Nishimura et al. 2022)。夫の勤務時間の減少が女性の子育てのしやすさに対する満足度を改善させる可能性は、内閣府の「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」の個票データを用いた研究からも示唆されている (泉田ほか 2021)。

年生、3年生の子どもを持つ保護者各500名を対象に実施されたWeb調査の結果からは、休校が無視しえない割合の子どもにストレスや不安を生じさせていたこと、休校中にたくさんの宿題が出されたことにより子どもや保護者に多くの負担がかかっていたことが示されている(酒井ほか 2021; 伊藤ほか 2021)。また、文部科学省より委託を受けて実施された「新型コロナウイルス感染症と学校等における学びの保障のための取組等による児童生徒の学習面、心理面等への影響に関する調査研究」(受託者:株式会社浜銀総合研究所)からは、特に小学生において行事中止が学校生活に対する不満を高めており、特にその影響を被っているのは成績下位、両親ともに非大卒、男子という特徴を持つ児童であること(田垣内 2023)、COVID-19蔓延下での学校適応/不適応の状況に性別や世帯の状況、小学生か中学生かといった要因により差がみられること(有海 2023)、主観的な身体の状態やメンタルヘルスについても同様に性別や世帯の状況によって差がみられるほか、「友人や教師との関係性が悪くなった者ほど(個人内効果)、関係性が良い者に比べ悪い者ほど(個人間効果)、メンタルヘルス、主観的健康が悪いという結果が得られた」ことが示されている(堀兼 2023: 126)。

ここまでに見たような議論を踏まえると、COVID-19の蔓延下において子ども、子育てに対する支援を展開することの重要性は明らかである。この点、社会政策学会第143回大会共通論題において、登壇者の1人である落合恵美子は「学童保育、児童館の職員、婦人相談員、ハローワークの職員など生きることを支える仕事を含めてケアの負担というものを考える必要がある」と述べたという(菅沼 2022: 11)。ケアの負担を家庭で女性が集中的に担わざるを得ない状況を脱するためには、そのケアを支援し、負担を減らす職種に従事する人たちが持続的に働き続けることを可能にすることが必要である、ということである。また、フリースクール、NPO法人、高等専修学校の教員・スタッフへのインタビュー調査にもとづく研究においては、COVID-19の蔓延化において、「学びの前提となる居場所の確保や安心で他者との関わりの構築」が重要性を増しているとの指摘もなされている(藤村ほか 2021: 101)。

一方、異なる立場の支援者たちがどのように課題を認識し、対応したのかについて、複合的に検討する試みは十分になされていない。周知のとおり、福祉サービスをめぐる議論においては多職種間連携の必要性が年々強調されるようになってきており、子ども、子育て支援をはじめとする児童福祉もその例外ではない(藤間 2018; 遠藤ほか監修、国立社会保障・人口問題研究所編 2020 など参照)。このことを踏まえると、同一の自治体内における異なる複数の立場の支援者が、COVID-19蔓延下でそれぞれどのような課題を認識しており、またそれに対応しようとして試みたのかを検討することは、「COVID-19蔓延下における子ども、子育て支援」を考える上で重要な示唆をもたらすと期待される。

### 3 対象と方法

#### 3.1 調査の概要

本稿の分析対象となるデータは、筆者が参加したインタビュー調査により得られたものである。インタビュー調査は、国立社会保障・人口問題研究所の一般会計研究事業である『1億総活躍社会』実現に向けた総合的研究の一部として実施された研究課題である、「新型

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による制度外生活支援事業者等の現状にかかる構造分析」(研究代表者：泉田信行)の一環として行われたものである。インタビュー調査は半構造化形式で実施された。事前に定めておいた質問は表1の通りである。

表1 各団体に共通の質問項目

<p>1 事業・活動の概要について教えてください。 ※いつ頃から活動されているのか、月平均活動日数、主に支える役割を担う方のおおよその人数、主に支えられる役割を担う方のおおよその人数、具体的な活動内容(活動日1日の時間構成等)</p> <p>2 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の事業・活動のおおよその経過を教えてください。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後で、被支援者・支援者の人数や属性に違いがみられていましたら、教えてください。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により発生した困難事例がございましたら、当該事例の内容と、それへの対応状況について教えてください。</p> <p>5 現在の事業・活動の実施にあたって気にかけていらっしゃることを教えてください。</p> <p>6 SNSやICT等を活用されている場合については、具体的な方法、可能であれば利用者の声について教えてください。</p> <p>7 事業・活動を行うにあたっての資金面でのご苦労について教えてください。</p> <p>8 事業・活動を行うにあたって、活動の参考にされている他の団体等があれば、当該団体の具体的な名称等や、参考になる面について教えてください。</p> <p>9 事業・活動の持続可能性(採算性維持の見通し、参加者数の見通し、後継者の見通しなど)について教えてください。</p>
---

子ども、子育てへの支援活動に関するインタビュー調査は計5団体に対して実施したが、本稿においては、そのなかでも首都圏のA自治体内で実施した公立児童館、社会福祉協議会、居場所支援を実施しているNPO法人の、計3団体に対する調査のデータを分析対象とする。

対象についての概要は次の通りである。

A自治体直営の児童館公立児童館Xでは、館長と担当職員1名の計2名にインタビューを実施した(2021年3月24日)。Xの対象はA自治体内在住の乳幼児(保護者同伴)、小学生、中学生および高校生であるが、メインターゲットは小学生であり、高校生の利用者はあまりいない。中学生の利用者の中には、小学校時代から利用している「常連」が複数いる。施設内には遊戯室、工作室、図書室、育成室などがある。Xは児童の健全育成を図るため、より良い環境づくりに役立てることを目的としており、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的および子どもの指導を行っている。親子同士の交流・親睦の場として地域の乳幼児とその保護者を対象にしたプログラムを実施しているほか、季節行事や月間・習慣行事、図書の貸し出しなども行っている。

社会福祉協議会Yでは、2名の担当職員にインタビューを実施した(2021年2月26日)。Yは、A自治体内の4つに分けられたエリアを管轄しており、9人の「地域福祉コーディネーター」が配置されている。支援団体への助成や支援がYの主な役割であり、支援団体の立ち上げから軌道に乗るまでのサポートをしたり、支援団体が共通知を作るための場を設けるなどの活動をしている。近年A自治体内では子ども食堂が増えているが、それらの子ども食堂の活動の支援もYが行っている。インタビューを実施した数年前には、「我が事・

丸ごと」の地域づくり推進事業を重点施策として位置付けていてもいた。

NPO 法人 Z では、法人代表、マネージャー、会計担当の 3 名にインタビューを実施した（2021 年 1 月 21 日）。Z には、コアスタッフ 10 名のほか、「カフェ」のスタッフが 24 名いる。また、Z への協力団体が 10 団体ある。地域のコミュニティとしてのオープンな居場所を提供することを目的に活動している。居場所には、乳幼児とその保護者に特化したものと（Z-1 と表記）、子どもから高齢者まであらゆる年齢の利用者を対象としたもの（Z-2 と表記）との 2 つがある。

### 3.2 倫理的配慮

インタビュー調査の実施に際しては、国立社会保障・人口問題研究所の研究倫理審査委員会より事前の承認を得た（承認番号 IPSS-IBRA#20006）。結果として対象者からの希望は出なかったものの、調査が COVID-19 蔓延下での実施となることに鑑み、必要がある場合にはオンライン会議アプリ使用のためのデバイス、およびモバイル Wi-Fi ルーターの貸し出しを行い、オンラインで調査を実施するための準備も実施した。インタビュー調査当日には、調査の目的、調査への協力および協力の撤回が自由であること、研究の実施方法と対象者に依頼する具体的な協力の内容、研究協力に際して費用負担が生じないこと、研究成果の公表方法、プライバシー保護の方法、データおよび研究協力同意書の保管期間、他の研究へのデータの活用などについて改めて対象者に説明を行い、同意書を交わした上でインタビューを開始した。

なお本稿においては、対象となった自治体、機関、対象者の特定を避けるため、固有名詞等については語りの内容に影響を与えない範囲で改変して示すこととする。

## 4 分析結果

### 4.1 公立児童館 X の事例

COVID-19 の蔓延は、大きく 4 段階で X の事業活動に変化をもたらした。第 1 段階の 2020 年 1 月頃は、ニュース等で COVID-19 感染拡大についての注意喚起はなされていたものの、身近なところに感染者が出ていなかったこともあり、X の職員たちの間でも危機感はあまり共有されていなかった。しかしながら、同年 2 月に A 自治体教育委員会から幼稚園、小学校、中学校へ、COVID-19 への対応についての通知が出されると、自治体担当者より、X における飲食を持ち帰りにすること、地域住民との交流行事を延期または中止にすることが伝えられた。続く第 2 段階は、政府による休校宣言が出された頃である。休校宣言により X を取り巻く状況も一変した。A 自治体内の児童館や学童保育の館長会が臨時に開催され、学校の休校措置に伴い児童館は閉館し、学童保育については 8 時 15 分から午後 6 時半までの 1 日保育は実施するものの、いわゆる「三密」を防ぐため分散保育を基本とするという決定がなされた。休館している間、X の職員は同じ地区の学童保育のサポートに入った。第 3 段階は、2020 年 4 月に緊急事態宣言が発令されたことであり、これを受けて、1 日保育は継続していた学童保育も臨時閉室することが決定された。ただしこの時期も医療従事者やエッセンシャルワーカーなど、どうしても子どもの保育が必要な保護者に対しては、バランスを取りながらサービスの提供を行っていた。第 4 段階は、2020 年 6 月に学校の分散登校が

始まった頃であり、Xの再開も決定したため、具体的な感染拡大防止策についての子細にわたるマニュアル化がなされ、職員全員でその徹底した実施がなされた。Xが再開された後は、時間制で利用者を分ける形で、午前中が乳幼児のみ、そして午後が小学生のみとし、中学生以上については来館を控えてもらうよう依頼して、密集を避けた。

第4段階でXの運営が再開したとはいえ、そのあり方は大幅な変更を余儀なくされた。行事は一切中止され、部屋の使用人数もおおむね15人以内に設定し、それ以上子どもが集まってしまうときは、グループ分けをして時間制で部屋を利用してもらう形を取らざるを得なくなった。2020年7月に入ると、夏休み中の運営のあり方についてA自治体担当者と協議を行ったが、そこでも利用実態に応じた利用人数を決めることを求められ、引き続き1部屋15人以内、乳幼児の親子が午前中の利用、小学生が午後の利用、中学生には利用を控えるように依頼するという形での運営が続いた。同年9月には、イベント等の開催の取り扱いが館長会で議論され、Xを含めた児童館の行事については、20組程度の受け入れは可としたうえで、それ以上については引き続き差し控えるという判断がなされた。

このように運営の変化を余儀なくされるなかで改めて浮き彫りになったのは、X独自の立ち位置である。A自治体設置の教育関連施設や子ども家庭支援センターは、子どもや家庭の状況に何らかの不安要素を見出して当事者にアクセスする側面があるため、保護者の側も警戒し、時には敵対的な姿勢になることがある。一方で、「子どもの場所」という立ち位置であるXにはそのような保護者も比較的気軽に足を運んでいたため、来訪した際にA自治体の担当者につないだりするバッファの役目をXが果たした。加えて、イベントの開催を希望する利用者が少なくないことを受け、オンライン上で子どもが描いた絵を展示する展覧会を開催する試みも実施するなどの試みも行われた。

## 4.2 社会福祉協議会 Y

社会福祉協議会 Y へのインタビュー調査において重点的にスタッフから語られたのが、COVID-19蔓延下での子ども食堂の状況である。インタビュー当時、A自治体において子ども食堂は約15あったが、そのほとんどは生活困窮層向けの取り組みとしてではなく、万人向けの食堂として展開されており、いわゆる「地域食堂」のような位置づけになっていた。食堂を利用する子どもの中にはもちろん生活困窮世帯の子どももいるが、そうではなく、両親ともに専門職で忙しく、食事に十分な配慮を受けられない子どももいる。そして、後者の子どもは、貧困や生活困窮という見えやすい問題がない分、逆に潜在化してしまいやすいという問題意識がYのスタッフにはある。こうしたことも背景に、A自治体においては「地域食堂」のような位置づけとして、活動が展開されていた。

A自治体内の子ども食堂の運営は町会メンバーが主体となっているものが多く、エリアそれぞれのニーズに合わせて立ち上がってきた。つまり、A自治体側が上から地域におろす形ではなく、地域の生活がベースであり、そこからA自治体側に相談などが上がってくる形で、子ども食堂が展開していったのである。食堂のみで運営しているケースはあまりなく、もともと居場所づくりなどに取り組んでいた団体が併設する形で食堂を立ち上げたものが多い点も、A自治体における子ども食堂の特徴といえる。たとえば、スクールソーシャルワーカーからは、不登校の子どもが学校行けるようになるだけでなく、そうした子どもたちが安心して暮らせる居場所を作りたいという声が以前から上がっていた。そうした子



もからすると、居場所に訪れること自体に心理的ハードルがあることがしばしばあるが、「食事をしにいく」という理由であれば、子ども本人にとって訪問のハードルが下がることから、子ども食堂という形態が有効とみなされている。

このように「皆の居場所」という位置づけで立ち上がったという背景もあり、COVID-19の蔓延による対面活動の制限は、A自治体内の子ども食堂にとっても、それを支援する社会福祉協議会Yにとっても、困難をもたらすものであった。それまで、食堂の活動は子供をはじめ地域住民が集まって会食をする形で行われており、A自治体内で一番多いところでは200人ぐらいが来ていた食堂もあった。対面での活動が制限されている状況では、当然そのような実施の仕方はできない。そのため、食材や弁当を配布するなどの方法に切り替えざるをえなかったが、それにより、これまで来ていた参加者が来なくなってしまうこともあった。この来なくなった層というのは、食事を目的に参加していた層ではなく、他者とのつながりや交流を目的に食堂に来ていた層であり、「自粛」というニュアンスで来なくなったケースが多かった。

対面活動の制限による運営方法の変更は、子ども食堂の位置づけそのものを変えた部分もあった。Yは専門職との日々の情報交換の中で経済的に困窮している住民を把握していたり、貸付の窓口でそうした住民自身から相談を受けることがあるが、そうした層に絞って弁当や食材の配布を実施するという形に、子ども食堂の運営が変化した側面があった。先述の通り、もともとA自治体内の子ども食堂は、生活困窮層への支援という立て付けではなく、すべての住民の居場所となる地域の食堂という位置づけであった。それがCOVID-19の蔓延を受け、対面での活動を制限せざるを得なくなったことにより、生活困窮層を対象とした食生活支援を展開するという活動へと変化したのである。

この課題はA自治体内の特定のエリアに限定されるものではなかった。そこでYは2021年の夏に、各エリアの関係者から認識している課題や困難について聞き取ることに加え、団体の代表者が一堂に会する機会を設けた。その会の趣旨は、それぞれの団体がどこに悩んでいるのか、活動制限についてどのように線引きをしているのかといったことを、情報交換することであった。開催当時ほどの団体も制限すべきか否かの基準がわからない状況であったため、このような情報交換を行うことで、課題の共通化を図るとともに、活動するにあたって不安や悩みを抱えているのが自分だけではないとそれぞれの代表者に認識させることもねらいであった。

活動する者が集まる機会を設定することも含め、Yの基本的スタンスは、「活動する人、悩んでいる人を応援する立場」であると語られた。それゆえ、上から指示を出すスタンスではなく、各団体の選択に寄り添い、次のゴール設定を共に考えることが、Yの重要な役割としてスタッフたちに位置づけられる。居場所づくりの団体による活動の立ち上げや、活動が軌道に乗るまでの伴走に、Yの地域福祉コーディネーターが関わる。その理由は、団体から必要とされる支援を行うことはもちろんであるが、専門職と団体をつなぐため、そしてニーズを抱えた住民を支援につなぐためでもある。専門職と団体については、十分な情報が渡されないまま専門職から団体に住民が任せられ、団体側が困惑する場合があるため、最初はYが間に入り「翻訳」することで、両者の距離を縮めていくことが行われる。そして、住民と支援については、特に専門職によるアセスメントに対して忌避観、警戒感を持つ住民を、団体による活動につなぐことも重視される。専門職と住民の間にはしばしば「垣根」が生じるこ

ともある一方、地域団体による支援の担い手にはそうした「垣根」がない。このことが団体による支援活動の強みであり、専門職にはできないことだと Y のスタッフは認識しており、それゆえ、団体と住民をつなぐためにも、団体への伴走を丁寧に行うのである。

### 4.3 居場所づくり NPO 法人 Z

NPO 法人 Z の活動も、対面活動の制限の影響を受けざるを得なかった。人形劇など子供向けのイベントは停止したり、併せて行っていた子ども食堂の活動を、前出の Y に声がけしてもらいなどの協力も得て、生活困窮者層に限定した取り組みに変更したりした。子ども食堂については、多いときは 90 人ぐらいの親子が来ており、若年の母親の利用も多かったため、利用する住民の側にとっても、この制限の影響は大きかったと考えられる。

一方、乳幼児とその保護者向けの居場所である Z-1 に関しては、1 時間に 2 組という制限は設けつつも、活動を継続した。小さい子どもを持つ親の行き場がないことへ、Z のスタッフたちが問題意識を持っていたことがその理由である。児童館が閉館したり子ども食堂が会食形式を取りやめたりしたことは X、Y へのインタビュー調査データを分析のする中でも示した通りである。そうしたなか、特に公園を利用することも難しい 0 歳から 1 歳半ぐらいの子どもの居場所として、Z-1 の活動を継続した。活動の継続にあたって、マスクの着用と手洗い以外に、利用者に制限を課すこともしなかった。1 時間という時間制限では子どもが遊び足りずに泣き出してしまう場合もあったが、そうした時は Z-1 の利用後に Z-2 で受け入れていた。

Y でのインタビュー調査においては「伴走」と表現されていた、運営団体と社会福祉協議会の連携については、Z のスタッフたちからも語られた。Z のスタッフたちの実感として、自治体 A では子どもの格差が広がってきている<sup>3</sup>。例えばお年玉に祖父母から 1 万円もらう子どももいれば、同じ年齢で 500 円しかもらえない子どももいる。ただし、生活貧困世帯の子どもも「きれいな格好をしている」ため一目ではなかなかわからない。そのため、Y との連携が重要になってくる。Y が民生委員児童委員に地域住民の状況を把握するよう依頼し、その情報の提供を受ける形で、Z も子どもの状況を把握することがある。逆に、Y から Z にサービスの計画の受け入れが依頼されることもあるという。

Z のインタビュー調査では、さまざまなことがオンライン化したことにより、家庭の中に子どもの居場所がなくなる場合があることが明らかになった。つまり、父親の仕事がテレワーク化したり、年上のきょうだいが通う学校の授業がオンライン化したりしたことで、より年齢が低い子どもが「邪魔者」にされ、外に出ざるを得なくなったのである。特に家が狭かったり、子ども 1 人 1 人に部屋が与えられていなかったりする家庭の子どもが、そのように扱われる場合が多かった。家の外に出ても、COVID-19 蔓延による自粛が推奨されている状況では、友人と遊んだりすることもできない。このように行き場をなくした子どもが、Z-2 にやってきたり、Z-2 を閉めているときは、Z のマスターの自宅に遊びに来たりした。こうした子どもが、特に学校の休校期間に非常に増えたとのことであった。また乳幼児がいる家庭については、父親の会議時に母子ともに家を空けることが求められ、Z-1 にやってくる

<sup>3</sup> 一方 Z-1 については、利用者の中に経済的に苦しい状況がある者はいないとのことであった。

こともあったという。

学齢期以上の子どもが家庭に居場所をなくしたもう 1 つの背景として、母親のストレスが関係している可能性も示唆された。父親がテレワーク化したり、年上のきょうだいの学校がオンライン化したり、また、居場所をなくした子ども本人の学校も休校になったりすることは、日中も家庭に多くの成員がいるようになることを意味する。多くの先行研究で指摘された通り、こうした状況は女性にケアの負担を多く発生させる。実際、「夫が家にいるから食事を考えなくてはならない」といった不満を Z のスタッフに吐露する母親は非常に多かった。こうした状況も、子どもが家庭に居づらくなることに関係していたと考えられる。

## 5 結論

本稿では、首都圏 A 自治体における公立児童館、社会福祉協議会、居場所づくり NPO 法人でのインタビュー調査の結果にもとづき、COVID-19 蔓延下での子ども、子育て支援の様態を検討してきた。総じて、対面活動の制限により、支援活動は大きな変更を余儀なくされた。それにより、これまで来ていた利用者が来られなくなってしまい、地域の住民が抱えるニーズが潜在化してしまったことが、それぞれの職員、スタッフから語られた。これらのことは先行研究の知見とも一致することであり、COVID-19 蔓延が子ども、子育て支援にもたらしたネガティブな影響が、ある種の普遍性を持つものであった可能性を示唆している。

一方、COVID-19 蔓延を受けた運営の形態や方法の変更が、ポジティブな効果を持つ側面もあったことは看過すべきではない。社会福祉協議会 Y でのインタビュー調査からは、子ども食堂が会食形式をできなくなったから弁当や食材の配布に活動を切り替えたことで、他人と会食をするのに抵抗があった住民が来られるようになり、ニーズの把握や支援につながったことが示された。こうした知見は、「ウィズ／アフターコロナ」の時代において、より幅広く支援を展開していくうえで、活用されるべき知見といえる。

今後検討すべき課題は、「つなぎ役」として支援者が機能する条件や、そのことがサービスに対する住民の満足度、ひいては住民の生活満足度や生活の安定にどのように寄与するかという点であろう。X、Y、Z いずれに対するインタビュー調査からも、専門職とは異なる立場で住民に接することが、潜在的なニーズを把握し、支援につなげるうえで重要であることが示唆されたといえる。しかしながら、そのようにつなぐ役割がどのような条件下で機能しているのかについては、本稿では十分に検討できなかった。今後の課題としたい。

## 付記

インタビュー調査にご協力いただいた皆様に記して御礼申し上げます。

## 参考文献

有海拓巳、2023、「コロナ禍での児童生徒の学校適応／不適応」株式会社浜銀総合研究所『新型コロナウイルス感染症と学校等における学びの保障のための取組等による児童生徒の学習面、心理面等への影響に関する調査研究 報告書』、96-112。

Borris, Alileen and Rhachel Salazar Parrenas, 2010, *Intimate Labors: Culture, Technologies and the Politics of Care*, Stanford: Stanford University Press.

- 遠藤久夫・野田正人・藤間公太監修、国立社会保障・人口問題研究所編、2020、『児童相談所の役割と課題——ケース記録から読み解く支援・連携・協働』東京大学出版会。
- 藤村晃成・内田康弘・伊藤秀樹、2021、『『オルタナティブな学びの場』からみた新型コロナ問題——オンライン活用による不登校支援の可能性と限界』『子ども社会研究』27: 89-103。
- 古川心、2021、「コロナ禍における子育て支援——Internet Parent-Child Interaction Therapy (I-PCIT: インターネット親子相互交流療法) 導入の試み」『神戸親和女子大学研究論叢』54: 41-9。
- 堀兼大朗、2023、「新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) の影響下における小中学生のメンタルヘルスと主観的健康のパネルデータ分析」株式会社浜銀総合研究所『新型コロナウイルス感染症と学校等における学びの保障のための取組等による児童生徒の学習面、心理面等への影響に関する調査研究 報告書』、113-30。
- 泉田信行・藤間公太・西村幸満・榊原賢二郎、2021、「新型コロナ感染症以後の生活意識とその関連」*IPSS Working Paper Series(J) No.52*。
- 伊藤秀樹・酒井朗・林明子・谷川夏実、2021、「コロナ禍における学校休業中の小学校2・3年生と保護者の生活——Web 調査の結果をもとに」『人間生活文化研究』31: 176-85。
- 前馬優策、2020、「コロナショックで広がる教育格差」東洋館出版社編『ポスト・コロナショックの学校で教師が考えておきたいこと』東洋館出版社、20-25。
- 三家本里実、2021、「女性労働者の『家計補助』から『家計維持』への変質とコロナによる影響」社会政策学会第142回大会報告フルペーパー。
- Nishimura, Junko, Jihey Bae and Kota Toma, 2022, “The Division of Domestic Labor During the Early Stage of the COVID-19 Pandemic in Japan: The Importance of Time and Resources”, 『理論と方法』37(1): 90-105。
- 落合恵美子、2022、「新型コロナが露呈させたジェンダー問題とケアの危機」『社会政策』13(3): 42-56。
- 落合恵美子・鈴木七海、2020、「COVID-19 緊急事態宣言下における在宅勤務の実態調査——家族およびジェンダーへの効果を中心に」『京都社会学年報』28: 1-13。
- 酒井朗・伊藤秀樹・谷川夏実・林明子、2021、「コロナ禍における小学校就学時の子どもと保護者の生活——Web 調査の結果をもとに」『上智大学教育学論集』55: 59-76。
- 菅沼隆、2022、「座長報告——パンデミックと社会政策の未来」『社会政策』13(3): 5-15。
- 田垣内義浩、2023、「新型コロナウイルス流行に伴う学校行事の中止は学校生活の満足度を下げたのか？」株式会社浜銀総合研究所『新型コロナウイルス感染症と学校等における学びの保障のための取組等による児童生徒の学習面、心理面等への影響に関する調査研究 報告書』、51-69。
- 田上幸治・星野崇啓・山田正明・大場エミ・森里美・久保田まり、2022、「コロナ禍の子ども虐待とネグレクト——『誰ひとり取り残さない』顕在化した課題をポストコロナに向けて」『子どもの虐待とネグレクト』24(2): 150-65。
- 藤間公太、2018、「地方自治体における子育て支援の様相」、遠藤久夫・西村幸満監修、国立社会保障・人口問題研究所編『地域で担う生活支援——自治体の役割と連携』東京大学出版会、257-78。

藤間公太・尾曲美香・田姫、2021、「新型コロナ禍と女性への生活支援——支援団体へのインタビュー調査から」*IPSS Working Paper Series No.55*。

山田篤裕・菅野道生・原田玄機、2022、「小特集に寄せて」『社会政策』14(2): 5-7。